

役員（三役）選出に関する細則（以下「細則」という）、選挙管理委員会規程（以下「委員会規程」という）に関連して、事務手続きを明確にするために選挙実施要領を以下に定める。

1（立候補の方法）細則 第3条

- ① 立候補は、それぞれの役職に対して行い、重複して立候補することはできない。
- ② 立候補届出の様式は、添付別紙様式1のとおり
- ③ 立候補を辞退するときは、投票日の3日前までに理由書を添えて委員会に届け出るものとする。
- ④ 三役が任期中に他の役職に立候補した時は、その任期は当該年度で終了する。空席になった役員の補充選挙は当該選挙と同時に行う。会長選挙落選者の副会長又は会計職への再立候補を妨げない。

2（選挙管理委員会）細則 第5条

- ① 事務手続きおよび日程管理については、必要に応じて運営会議と協議の上、事務局に指示を行い実施する。
- ② 立候補者の公表および選挙人への通知  
選挙管理委員会は、立候補者の届け出を受付次第、候補者の資格、推薦者の資格を審査しその都度、ホームページに公表し、協会会員宛にUIFAメールにて通知する。選挙告示期間終了の翌日までに、最終立候補者を選挙人にEメールで通知するとともにホームページと事務所に掲示して公表する。

3（組織）選挙管理委員会規程 第3条

- ① 委員会は、委員長および委員 計3名以上の出席により成立するものとする。
- ② 委員の欠員を生じた場合は、運営会議と協議の上、補充する。  
この場合の任期は前任者の残期間とする。

4〈選挙の方法〉細則条文第8条

候補者数が定数未満の場合、または欠員が生じた場合は、委員会は、運営会議と協議の上補充選挙を行う。

5 本実施要領は、選挙管理委員会で定める。ただし必要に応じて運営会議と協議する。

附則 本実施要領は、2014年2月22日から施行する。